

(仮称) 世田谷区立スカイキャロット展望ロビー条例 (素案)

(目的及び設置)

第1条 区民同士の交流を促進し、及び区の観光の振興を図るため、世田谷区立スカイキャロット展望ロビー (以下「スカイキャロット」という。)を設置する。

(位置)

第2条 スカイキャロットの位置は、東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号とする。

(管理)

第3条 スカイキャロットの管理は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体 (以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(事業)

第4条 スカイキャロットは、次の事業を行う。

- (1) 施設の使用に関すること。
- (2) 飲食物の提供をすること。
- (3) 区民同士の交流又は観光の振興に資する事業に関すること。

(休館日及び開館時間)

第5条 スカイキャロットの休館日及び開館時間は、規則で定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を定め、又は臨時に開館時間を変更することができる。

(使用方法等)

第6条 スカイキャロットにおいて飲食物の提供を受ける者は、その一部を専用することができる。

2 スカイキャロットは、同一人に引き続き3日を超えて専用させることができない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

3 区は、その主催し、又は共催する事業を実施するために必要があるときは、スカイキャロットの全部又は一部を専用することができる。この場合においては、前項の規定は適用しないものとする。

4 スカイキャロットにおいて飲食物の提供を受けようとする者は、あらかじめ指定管理者に対しその旨を申し込むことができる。

5 前各項に定めるもののほか、使用方法は、区長が別に定める。

(指定管理者の指定の手続)

第7条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。

3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、スカイキャロットの設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) スカイキャロットに関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。
- (2) スカイキャロットの効用を最大限に発揮させることができること。
- (3) スカイキャロットの管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。

(指定管理者の業務等)

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の維持保全に関する業務
- (2) 施設の運営（飲食物の提供を含む。）に関する業務
- (3) 施設の使用承認に関する業務
- (4) 区民同士の交流又は観光の振興に資する事業に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

2 指定管理者は、前項第4号に掲げる業務を行うときは、区長の承認を得なければならない。

3 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、スカイキャロットを適正に管理しなければならない。

(使用承認)

第9条 スカイキャロットを専用する者は、規則で定めるところにより、指定管理者に申請し、使用承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用承認をしないものとする。

- (1) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 管理上支障があるとき。

3 前項第2号の規定は、規則で定める場合は、適用しないものとする。

(使用条件)

第10条 指定管理者は、使用承認に際して、管理上必要な条件を付けることができる。

(承認の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用の承認を取り消し、使用条件を変更し、又は使用を停止することができる。

- (1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認めたとき。

(特別の設備等の使用)

第12条 第9条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は備付以外の器具を使用するときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、使用が終了したときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。また、第11条の規定により使用承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。

(損害の賠償)

第 15 条 スカイキャロットを使用する者は、施設若しくは設備を損傷し、又は滅失したときは、損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると区長が認めるときは、この限りでない。

(使用の制限等)

第 16 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、スカイキャロットの使用を禁止することができる。

(1) 他人に迷惑をかけ、又は施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

2 スカイキャロットを使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。

(利用料金等の納付等)

第 17 条 スカイキャロットを専用する者は、規則で定めるところにより、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。附帯設備を使用する者も同様とする。

2 利用料金は、1 時間を単位として、スカイキャロットについては 1 平方メートル当たり 30 円を超えない範囲内において、附帯設備については 100,000 円を超えない範囲内において、それぞれ指定管理者が定める。

3 スカイキャロットを使用する者で飲食物の提供を受けるもの(第 6 条第 4 項に規定する申込みをした者を含む。)は、規則で定めるところにより、指定管理者に当該飲食物の料金(以下「飲食料金」という。)を納付しなければならない。

4 飲食料金の額は、次の表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。

品 目	金 額
コースメニュー	25,000 円
パーティーメニュー	10,000 円
ランチメニュー	5,000 円
料理単品メニュー	3,000 円
喫茶メニュー	2,000 円
アルコールメニュー	15,000 円

5 第 6 条第 4 項に規定する申込みをした者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者が定める額のキャンセル料を納付することにより当該申込みを撤回することができる。

(1) 規則で定める期間に申込みを撤回した場合 当該申込みに係る飲食料金の 4 割に相当する額

(2) 飲食物の提供を受けようとした日の当日に申込みを撤回した場合 当該申込みに係る飲食料金の全額に相当する額

6 指定管理者は、利用料金、飲食料金及びキャンセル料を定めるときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

7 利用料金、飲食料金及びキャンセル料は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免等)

第 18 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(1) 区がその主催し、又は共催する事業を実施するために使用するとき。 全額

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が公益上特に必要と認めたとき。 区長が相当と認められた額

2 指定管理者は、区長と協議の上、飲食料金を減額することができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、附則第3条及び第4条の規定は、公布の日から施行する。

(世田谷区立区民会館条例の一部改正)

第2条 世田谷区立区民会館条例(昭和56年12月世田谷区条例第48号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「、会議室、談話コーナー、展望ロビー、レストラン」を削る。

第9条第1項中「展望ロビー及び」及び「レストランについては、貸切りにより使用する場合に限る。」を削る。

第20条第1項中「並びに世田谷区立世田谷区民会館第2別館の会議室、談話コーナー及びレストラン(貸切りにより使用する場合に限る。次項及び次条第2項において同じ。)並びに附帯設備(以下「会議室等」という。)」及び「及び会議室等」を削り、同条第2項中「し、世田谷区立世田谷区民会館第2別館の会議室、談話コーナー及びレストランについては別表第5に定める額とし、世田谷区立世田谷区民会館第2別館の附帯設備については別表第6に定める額の範囲内において規則で定める額と」を削り、同条第4項中「世田谷区立世田谷区民会館第2別館の会議室、展望ロビー及びレストラン(会議等の目的で会議室と併せて使用する場合に限る。)を使用する者で飲食物の提供を受けるもの並びに談話コーナー及びレストラン(会議等の目的で会議室と併せて使用する場合を除く。)を使用する者並びに」を削り、同条第5項の表ランチメニューの項を削る。

第21条第2項を削る。

別表第1 世田谷区立世田谷区民会館第2別館の項を削る。

別表第2 世田谷区立世田谷区民会館第2別館の項を削る。

別表第5及び別表第6を削る。

(準備行為)

第3条 区長は、第6条第4項の規定による申込みの受付並びに第9条の規定による使用承認の申請の受付及び当該申請に対する決定については、この条例(以下「新条例」という。)の施行前においても、同項及び同条の規定の例によりすることができる。

第4条 区長は、第7条の規定による指定管理者の指定に関し必要な準備行為を新条例の施行の日前においても、同条の規定の例によりすることができる。